

令和6年

3月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和6年3月定例総会 会議録

1 日 時 令和6年3月14日(木) 午前9時30分 開議

2 場 所 総合文化センター 412号室

3 出席委員(28名)

1番	莊司太一郎	委員	2番	後藤 保喜	委員	3番	池田 良之	委員
4番	大場 重樹	委員	5番	石川 渡	委員	6番	佐藤 良	委員
7番	吉高祐二郎	委員	8番	五十嵐弘樹	委員	9番	佐藤 秀之	委員
10番	飯塚 将人	委員	11番	佐藤 晴子	委員	12番	兼山 宏勝	委員
13番	尾形 大介	委員	14番	樋口 準二	委員	15番	佐々木浩希	委員
16番	佐藤 浩良	委員	17番	高橋 公基	委員	18番	三浦ひとみ	委員
19番	佐藤 利篤	委員	20番	阿部 香美	委員	21番	土田 治夫	委員
22番	伊藤 正行	委員	23番	佐々木治人	委員			
25番	川村 恵実	委員	26番	齋藤 均	委員	27番	佐藤 耕造	委員
28番	田村 晴久	委員	29番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員(1名)

24番 伊與田明子 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 佐藤輝一
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 齋藤敏夫 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第4条届出書の受理について
3. 農地法第5条届出書の受理について
4. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
5. 解約
6. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
7. 農用地利用集積計画の錯誤訂正について
8. 農業委員会規定の一部改正について

7 議 事

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第12号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第13号 農用地利用集積計画について

- 議第14号 非農地判断について
- 議第15号 酒田農業振興地域整備計画の変更について
- 議第16号 各証明願いについて

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから令和6年3月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。
総会の開会に当たり、齋藤会長が挨拶申し上げます。

○齋藤 均 会長

(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。

総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。齋藤会長、よろしく願いいたします。

○齋藤 均 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、24番、伊與田明子委員の1名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎議事録署名委員の選任

○齋藤 均 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は議長にご一任願います。

議事録署名委員に、10番、飯塚将人委員、11番、佐藤晴子委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○齋藤 均 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について26件、2、農地法第4条届出書の受理について1件、3、農地法第5条届出書の受理について1件、4、農地の現況等に係る照会に対する回答について4件、5、解約3件、6、農地法第18条第6項の規定による通知受理について18件、7、農用地利用集積計画の錯誤訂正について1件、8、農業委員会規定の一部改正について1件、以上、55件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○齋藤 均 議長

報告事項ではございますが、ご質問、ご意見のある方お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

これより議事に入ります。

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請については、7件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、22ページをご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

それでは、酒田17番、生石の田7筆、4,837平米、相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格は、酒田17番、10万円となっております。

続きまして、酒田18番、浜中の畑3筆、8,263平米、相手方の要望、所有権移転、贈与となっております。

酒田19番、20番、関連となります。同じ渡し人となります。それぞれ勝保関の畑1筆、相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料の1ページをご覧ください。

酒田19番が10アール当たりの売買価格が26万3,200円です。総額6万になります。酒田20番、35万7,100円で、総額が1万5,000円です。

酒田19番は、尾形大介委員になりますので、議事参与の制限の案件となります。

酒田21番、宮海の畑1筆、1,034平米、相手方の要望、所有権移転です。

別紙資料1ページご覧ください。

酒田21番、10アール当たりの売買価格が5万4,200円で、総額が5万6,000円となっております。

こちらの受け人の方が新規就農になりますので、エントリーシートと確認書、別紙資料の2ページから4ページとなります。

2ページ、エントリーシートとなりまして、受け人の方が〇〇、72歳です。

今回所有権移転する1,034平米については、〇〇の自宅の隣接の農地となっております。こちらは、夫婦でトマト、ナス、スイカを栽培する計画となっております。

4ページ、農地利用についての確認書ということで、3条要件を確認いただいた上で、〇〇にサインを頂いております。

続きまして、酒田22番、宮内の田7筆、3万5,969平米、相手方の要望、所有権移転で、別紙資料の1ページをご覧ください。

10アール当たりの売買価格が53万6,600円となっております。3条申請になった理由としまして、根抵当権が設定されているためということで、3条申請になっております。〇〇は、農地所有適格法人になっておりまして、申請に当たって、根抵当権の解除の確約書をもらっております。

続きまして、八幡地区お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡地区、1件になります。

八幡2番、こちらは大蔵の畑1筆について、相手方の要望による売買になります。
資料1ページをご覧ください。
10アール当たり4万7,600円で、総額2万2,000円となります。
八幡は以上になります。

○松山総合支所 齋藤調整主任

続いて、松山です。松山は2件ございます。

松山1番、北沢の〇〇から、中牧田の〇〇へ、相沢字南盛の田んぼ2筆ですが、こちらのほう中山間地でございます。畦畔部分の336の1番も一緒に売買するものでございます。

別紙の1ページをご覧ください。

金額は10アール当たり2万6,000円、畦畔部分はゼロ円となります。総額3万円となります。

続きまして、松山2番、山寺の〇〇から〇〇へ、こちらの関係は親子です。先ほどの18条6項の合意解約の件となります。申請理由は、年金を伴わない使用貸借の設定で、期間は10年となります。以上、松山です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

3月5日に、第4班による農地調査委員会を行っております。

議第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いします。

何かございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、これより質疑に入ります。

初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

13番、尾形大介委員に該当する案件がありますので、この案件を先に審議します。

13番、尾形大介委員に退席を求め、暫時休憩します。

午前9時56分 休憩

午前9時56分 再開

○齋藤 均 議長

再開いたします。

質疑に入ります。

13番、尾形大介委員に関連する、議案書22ページ、酒田19番の議事参与の制限の案件についてご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

酒田19番の議事参与の制限の案件について、許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、酒田19番の議事参与の制限の案件については許可決定といたします。ここで13番、尾形大介委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前9時57分 休憩

午前9時57分 再開

○齋藤 均 議長

再開いたします。

続きまして、議事参与の制限以外の案件について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議案第11号、これまで許可決定した議事参与以外の議案について許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限以外の議案について許可決定といたします。

◎議第12号 農地法第5条の規定による許可申請について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第12号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第12号 農地法第5条の規定による許可申請については、1件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

ご説明いたします。

酒田6番、坂野辺新田の畑9筆、実測値で1万1,860平米、転用理由が砂採取、賃貸借権の設定です。農地区分は農振農用地、許可基準が、1年間の一時転用で、許可可能と判断しております。

こちらは、採の採取量が3万3,338立米ということで、最大掘削深は7.7メートルです。

別紙資料の5ページの図面をご覧ください。

場所は、坂野辺新田字地続山、JAそでうらの倉庫から南西方向、斜めの方向の畑になります。

6ページの全体計画図をご覧ください。

全体計画2回のうち、今回が北側の1回目の採取となります。2回目はその南側となります。搬出路は、北東方向にとり市道に出る計画となっています。採取地の近くに十坂小学校がございますが、登下校の児童の安全には特別の配慮をして採取を行うということです。

7ページからの現地写真をご覧ください。

撮影方向1番です。市道側から南方向を撮影したもので、手前が搬出路、右奥が採取箇所となっております。

8ページの撮影方向2番です。手前が搬出路、奥の小高くなっている箇所が採取地となっております。

9ページ、10ページ、撮影方向3番、4番になります。採取地の南側のほうから北側方向を撮影したもので、赤線部分を採取するという計画です。

11ページ、12ページには、採取後の営農確約書です。栽培作物については、柿と大根、カブなど野菜となっております。

説明は以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告します。

○齋藤 均 議長

それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果の確認になりますが、酒田6番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からのご報告は割愛いたします。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第12号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第12号については許可決定といたします。

◎議第13号 農用地利用集積計画について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第13号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第13号 農用地利用集積計画については、1、一般事業、(1)所有権の移転3件、(2)利用権の設定48件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、25ページをご覧ください。

今回審議いただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを、地元農業委員からあらかじめ確認をしていただいております。

それでは、一般事業、所有権の移転です。

広野1番、広野の田3筆、5,343平米、10アール当たりの対価が55万円で、総額293万8,650円です。移転の時期、支払い時期は共に令和6年3月31日です。譲受人は、認定農業者となっております。浜中1番、浜中の畑2筆、10アール当たりの対価が45万円、総額72万8,100円です。移転の時期、支払い時期は共に令和6年3月31日です。譲受人の方は認定農業者となっております。

続いて、平田地区お願いします。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田2番です。砂越字粕町の田んぼ6筆、対価は30万と20万に分かれ、総額65万1,800円です。もとは3筆の農地だったのですが、斜めに道路が造られたため分断され、6筆の農地になったもので、長年耕作されていない農地で、畑地化しています。10アール当たりの単価については、平田地区農業委員全員で協議した結果の金額になります。移転時期、支払い時期共に令和6年3月19日。買手はあっせん登録者です。

以上です。

○安倍農地係長

続いて、一般事業、利用権の設定です。

西荒瀬1番、1万円の8年、更新です。

西荒瀬2番、3番、関連で、同じ借受人になります。2件とも1万円の5年、更新です。

本楯3番、4番、関連で、同じ借受人です。2件とも1万6,247円の10年の新規です。

上田9番、10番も関連で、同じ借受人です。2件とも1万円の20年、新規です。

北平田2番、東平田2番、東平田3番、関連で、同じ貸付人になります。3件とも1万円の1年の新規です。

東平田4番、5番、関連で、同じ借受人です。2件とも1万円の10年の新規です。

東平田6番、7番、8番が関連です。同じ借受人です。東平田6番、7番については1万円、東平田8番は、物納で米52.8キログラム、20年の新規設定です。

東平田9番、10番、関連です。同じ借受人です。2件とも1万円の10年。東平田9番が新規、東平田10番が更新です。

中平田4番、1万円の1年の新規です。

中平田5番、6番、関連です。同じ借受人です。中平田5番が1万円、中平田6番が5,000円と1万円ということで、10年の更新です。

中平田7番、8番、9番、関連で、同じ貸付人になります。3件とも1万円の1年の新規です。

中平田10番、5,000円の5年の新規です。

広野4番、5番、関連で、同じ借受人です。2件とも1万円の1年の新規です。こちらの借受人ですけれども、酒田市で初めて借受けする、鶴岡市の法人ですので、別紙資料13ページをご覧ください。

13ページ、こちらが鶴岡市の耕作証明書ということになります。こちらは経営面積が52万2,896平米ということで、鶴岡市では農地所有適格法人及び認定農業者となっている法人ということです。14ページから16ページには、法人の登記簿、17ページから21ページには、法人の定款を参考資料として添付しております。

続きまして、広野の6番、7番が関連で、同じ借受人になります。2件とも1万円の1年の新規です。

袖浦1番、8,000円の1年の更新です。

袖浦2番、8,000円の1年の新規です。

次に、八幡地区お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡地区は、32ページから33ページまで、6件になります。
32ページ、八幡4番、刈穂と大島田の田5筆について、1万円で20年の新規になります。
八幡5番、下青沢の田2筆について、8,000円で1年間の新規になります。
八幡6番、草津字西ノ台の田1筆について、賃借料ゼロ円で20年の新規になります。ゼロ円は、現に借受者が耕作している農地に隣接する農地で、保全管理のための借受けということでゼロ円ということになっています。
八幡7番は、常禅寺の田4筆について、1万円で10年間の更新になります。
八幡8番と次のページの八幡9番は関連になります。受け人は同じで、貸付者は親子になります。
八幡8番は、法連寺寺田の田6筆について、1万円で10年間の新規。八幡9番は、法連寺の田1筆について、1万円で10年間の新規になります。
八幡は以上です。

○松山総合支所 齋藤調整主任

続いて、松山地区です。
33ページ、34ページまでの5件となります。
松山1番、2番は、同じ受け人になりまして、更新となります。10年の更新で、庄内町の〇〇から庄内町の〇〇へということになります。1万円の10年の更新です。
松山3番は、新規で、大川渡の村上の田んぼということで、2,500円の1年となります。
松山4番、34ページの松山5番は、新規で、関連で、受け手が同じとなります。
4番は、竹田字藤里の田んぼ1筆、10年で1万円です。
34ページの5番は、成興野の田んぼ10筆、こちらですが、10年で8,000円となっております。
松山は以上です。

○平田総合支所 五十嵐主査

続いて、平田です。
平田6番から9番まで、受け人が同じです。賃借料が2,000円、10年の新規です。
平田10番、2,500円と5,000円の賃借料で、10年の更新です。
平田11番、賃借料が500円、ゼロ円、8,000円、混在しております。10年の更新です。
平田12番、こちらは、賃借料2,500円、10年の新規です。
以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。
議第13号 農用地利用集積計画についてですが、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告します。

○齋藤 均 議長

これより、質疑に入ります。
ご質問、ご意見のある方、お願いします。
ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

議第13号 農用地利用集積計画について、計画決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第13号については計画決定といたします。

◎議第14号 非農地判断について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第14号 非農地判断についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第14号 非農地判断について、遊休農地に関する措置において、その土地の状況が農地として再生利用困難と見込まれるものについて農地台帳から除外することとなっているため、その判断を求めるものでございます。
詳細は、担当が説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

例年、農地法第30条に基づき実施している農用地利用状況調査、農地パトロールにおいて、森林、原野の様相を呈している田んぼ、再生利用が困難と見込まれると判断した土地については、農林水産省通知に基づき、農地台帳からの除外を行うことになっております。

今回、非農地判断の審議をいただく土地は、1番、八幡地区、大蔵字東前貝の27筆、43、360㎡、2番、松山地区、地見興屋字名ヶ沢の3筆、2、958㎡、3番、同じく松山地区、茗ヶ沢字沢尻の1筆、403㎡、4番、同じく松山地区、上餅山字石戸の1筆、274㎡、5番、平田地区、飛鳥字矢舞台の3筆、499㎡で、農地パトロールにおいて再生利用が困難と確認した土地であります。

また、当該地に係る影響について、多面的機能支払交付金、農業者年金、中山間直接支払交付金、経営所得安定対策、土地改良区決済金など、支障がないことを確認しております。

それでは、別紙資料の現地写真をご覧ください。

(現地写真の説明)

以上です。

○齋藤 均 議長

それでは質疑に入る前ではございますが、現地調査の結果を確認します。

地元農業委員から現地調査の結果を報告願います。

初めに、1番を29番、遠田裕己委員よりご報告、お願いします。

○29番 遠田裕己委員

29番、遠田です。

農地パトロール等での確認で再生困難と判断し、また、改良区の決済金などがなかったことから、非農地判断としました。審議のほどよろしくお願いします。

○齋藤 均 議長

続いて、2番、3番、4番の現地調査の結果を、1番、荘司太一郎委員より報告願います。

○1番 荘司太一郎委員

1番、荘司です。

2番、3番、4番について、説明申し上げます。

2番については、長年、沢沿いに開拓された農地でございますが、時代とともに利便性がなくなっている現状の中で、現状、非農地判断に至ったわけでございます。

3番は、現状、見てのとおり長年不耕作となっているところでございます。

4番については、大町溝土地改良区の幹線のすぐ脇でございますが、昔は水があつて水田を作ったわけですが、現在は道路もない。農業機械が行くことができない農地でございますので、非農地判断ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○齋藤 均 議長

続いて、5番の現地調査の結果を、21番、土田治夫委員よりお願いします。

○21番 土田治夫委員

21番、土田です。

ご覧のとおり、現在は管理もされていません。長年宅地として利用されてきた経過もあり、非農地判断が妥当かなということで、審議のほうをお願いします。

○齋藤 均 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議第14号 非農地判断について、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○齋藤 均 議長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方をお願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第14号 非農地判断について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第14号について、決定といたします。

◎議第15号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

○齋藤 均 議長

続きまして、議第15号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第15号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものでございます。詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、議案書の38ページをご覧ください。

今回の変更は、農地から農用地への用途区分の変更2件、4,635平米です。

別紙資料の45ページをご覧ください。

農業用施設用地への用途区分の変更1件目です。

八幡地区、福山の田1筆、4,609平米のうち、2,723平米を畜舎建築敷地とするための用途区分の変更で、事業計画者は、八幡地区の福山の〇〇です。施設概要は1,387平米の畜舎1棟、残りは運搬車両の待避所など管理用地となります。

48ページと49ページの図面をご覧ください。

場所は、八幡地区福山字宮ノ前で、八幡総合支所から北東へ直線で2.6キロの農地で、赤線で示しているところになります。

50ページの写真をご覧ください。

写真1番上が、北側から撮影したもので、左側に見える既存畜舎に隣接して建築する計画で、写真2番が南側から撮影したもので、手前左側のスペースが車両の待避所となる計画です。

51ページから53ページが、配置図等の参考資料となります。

今回の畜舎の新設は、既存畜舎の隣接に新設することで、生産規模を拡大し、一体的で効率的な経営を行うことを目的にし、ふん尿等についても、既存畜舎と同様に処理、臭いについても、近隣住宅から約100メートル離れているため問題ないということです。

なお、写真でもご覧いただけるとおり、整地作業など一部事前着工がありましたので、酒田市長宛ての始末書の提出をいただいているということです。

続きまして、次に54ページをご覧ください。

農業用施設用地への用途区分の変更2件目です。

松山地区、山寺の畑4筆、1,912平米を畜舎建築敷地とするための用途区分の変更で、事業計画者は、庄内町の有限会社〇〇です。

施設概要は、610平米の畜舎1棟と管理用地となります。

57ページと58ページの図面をご覧ください。

場所は、松山地区山寺字小島、最上川左岸の庄内町側に一部残る酒田市の農地となり、事業計画者の既存畜舎施設の隣接地で、赤線で示しているところになります。

59ページ、60ページの写真をご覧ください。

既存する畜舎に隣接する形で新設する計画となっております。

61ページと62ページが参考資料となります。

畜舎の新設は、新設することで、現在の密飼状態を解消して、病気による子豚の事故率を低下させることで、健全経営を行うことを目的としています。汚水については、既存の浄化施設で適正に処理するため問題ないということです。

説明は以上となりますが、この内容に係る土地利用調整委員会は、先だつて開催され、承認されていることを補足いたします。

以上です。

○齋藤 均 議長

農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員

8番、五十嵐です。

議15号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、変更内容に異議なしとの意見の取りまとめを行っております。

○齋藤 均 議長 ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第15号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、変更にご同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第15号については、決定といたします。

◎議第16号 各証明願いについて

○齋藤 均 議長

続きまして、議第16号 各証明願いについてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○村岡事務局長

議第16号 各証明願いについては、1件の証明願いの提出がありましたので、交付の可否を決定しようとするものであります。詳細について、担当が説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、説明いたします。

この案件では、農地の贈与に係る税金の納税猶予を継続申請する際に必要となる証明書の交付願いがあったことにより、その可否についてご審議いただくものです。

納税猶予を受けている方は、3年ごとに税務署に猶予継続の手続を行うことが必要です。その手続には、農業委員会が発行する証明書の添付が必要になるため、3年ごとに引き続き農業経営を行っているかどうかについて審議し、証明書を交付するものです。

それでは、酒田1番、願い出人は、亀ヶ崎四丁目の〇〇で、対象農地は、亀ヶ崎、遊摺部、大宮、新堀、局、板戸、広野の田畑、合計47筆です。引き続き農業経営を行っているかどうかについては、細目書の確認と地元農業委員より確認をいただいております。
説明は以上です。

○齋藤 均 議長

質疑に入る前に、農業経営状況の確認をいたします。酒田1番について、地元農業委員から状況を報告願います。

12番、兼山宏勝委員お願いします。

○12番 兼山宏勝委員

12番、兼山です。

〇〇の現在の営農状況を報告いたします。

〇〇は、亀ヶ崎在住の52歳、水稻栽培主体の専業農家で、経営面積は約16ヘクタールの家族経営です。

平成20年に祖父から農地の贈与を受けまして、現在に至るまで継続して農業経営をしております。水稻栽培に対しては、非常に熱心に取り組んでおり、数年前には、つや姫マイスターに認定されました。また、責任感の強さから人望も厚く、生産組合長を経て、認定農業者の会、千俵の会の三役を務めるほか、地元の各種団体の役員も数多く引き受けております。

納税猶予の条件を満たしておりますので、交付することに問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○齋藤 均 議長

丁寧な説明、ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第16号 各証明願いについて、証明書を交付することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 議長

異議ないようですので、議第16号 各証明願いについては、交付決定といたします。

◎閉 会

○齋藤 均 議長

以上をもちまして、令和6年3月定例総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時45分 閉会